

富山経協講座のご案内 労働法実務講座（第1回）

## 『労基法改正を踏まえた労働時間管理、 休日・休暇、時間外労働等の法的留意点』

2019年6月13日（木）13:30～16:00

### 参加のおすすめ

「働き方改革」の一環としてなされた今次労基法改正では、これまで大臣告示にとどまっていた時間外労働の上限が罰則付きの法律による規制に変わり、いわゆる特別条項についても上限規制がなされ、また、年次有給休暇について使用者に時季指定（付与）義務が課されるなど、企業にとって大変影響の大きい改正となっています。

そこで今回は、今次労基法改正等を踏まえて、使用者として適正な労働時間管理の観点から押さえておくべき諸問題について、裁判例を含め、経営法曹会議の伊藤昌毅弁護士が分かり易く解説いたします。

### 講座内容

#### 1. 労働時間に関する基礎知識

- ・ 所定労働時間と労基法上の労働時間
- ・ 所定労働時間外の諸活動の（労基法上の）労働時間性
- ・ 使用者の労働時間把握義務
- ・ 割増賃金支払義務

#### 2. 固定残業代（定額払）制をめぐる諸問題

#### 3. 残業禁止命令の違反と割増賃金

#### 4. 時間外・休日労働と適用除外

- ・ 労基法41条2号の管理監督者の範囲と「名ばかり管理職」問題

#### 5. 今次労基法改正のポイント

- ・ 時間外労働の上限規制の導入
- ・ 年次有給休暇の確実な取得（使用者の時季指定義務）
- ・ フレックスタイム制の見直し
- ・ 高度プロフェッショナル制度

#### 6. 今次労基法改正等を踏まえた使用者の留意点

一般社団法人 富山県経営者協会／人事・労務政策委員会

## 講師紹介

### 弁護士 伊藤昌毅氏 第一協同法律事務所

- ・昭和56年3月 東京大学法学部卒
- ・昭和56年4月 日経連・関東経協入職(労務管理部)
- ・昭和56年10月 司法試験合格
- ・昭和59年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
- ・同年 第一協同法律事務所入所 現在に至る  
経営法曹会議常任幹事

## 開催要項

1. 開催日 2019年6月13日(木) 13:30~16:00
2. 受講料 会員 5,100円(税込み)  
会員外 15,400円( )  
キャンセルは、開催日8日前までにご連絡ください。  
それ以降の場合キャンセル料を申し受けますので、予めご了承下さい。  
(詳しくは、ホームページでご確認下さい)
3. 会場 (一社)富山県経営者協会 研修室  
〒930-0856 富山市牛島新町 5-5(タワー111ビル1階)  
※富山駅北口から徒歩4分です。なるべく公共交通機関をご利用ください。お車でお越しの場合は、会場周辺の駐車場等をご利用ください(有料)。
4. 締切日 2019年6月3日(月)
5. 定員 35名(先着順)
6. お問い合わせ・お申込み先  
(一社)富山県経営者協会 【担当】<sup>みつかわ</sup>三川・吉森  
〒930-0856 富山市牛島新町 5-5(タワー111ビル1階)  
TEL: 076-441-9588 FAX: 076-441-9952  
ホームページ: <http://www.toyama-keikyo.jp/>
7. 振込先

北陸銀行本店営業部<普通預金>番号 2531100

口座名義 <sup>いっぽんしゃだんほうじん</sup> 一般社団法人富山県経営者協会 <sup>とやまけんけいえいしやきょうかい</sup>

※お振込みはお申込み締切日(6月3日)までにお願ひ致します。  
なお、振込み手数料は貴社にてご負担下さい。

労働法実務講座（第1回）受講申込書  
**『労基法改正を踏まえた労働時間管理、  
 休日・休暇、時間外労働等の法的留意点』**

（ 6 / 1 3 開催 ・ 6 / 3 〆切 ）

2 0 1 9 年      月      日

下記の通り申し込みます。

会 社 名			
住 所	〒 _____		
ご 連 絡 先	部 課		担 当 者 名
	TEL		FAX
	メールアドレス		

受講者氏名	ふりがな	所属部課・役職名	年 齢	性 別	備 考

★ホームページからお申し込みをいただくと、受付確認の返信が自動的に送られます。  
 なるべくホームページからのご利用をお願いいたします。  
 ホームページ: <http://www.toyama-keikyo.jp/> (FAX:076-441-9952 でも受け付けます。)

※申込締切後、参加証をメール送信いたします。当日、ご持参ください。  
 なお、アドレス登録がない場合は、FAXにて送信いたします。

